慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	第三帝国における予算政策
Sub Title	Etatpolitik im Dritten Reich
Author	大島, 通義
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1977
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.70, No.3 (1977. 6) ,p.275(21)- 294(40)
JaLC DOI	10.14991/001.19770601-0021
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19770601-0021

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

第三帝国における予算政策

大　島　通　義

序　論
Ⅰ　ライヒ財政収支の概観
Ⅱ　ライヒ大蔵省の役割
　1　ライヒ大蔵省と党
　2　大蔵省の権限構造
Ⅲ　個別予算政策の決定
　1.　決算に関する若干の分析　　(以上本号)
　2.　個別予算政策決定の諸相
Ⅳ　予算政策の展開

序　論

1933年初頭に始まるナチス政権のもとでの財政政策は，不況克服のための赤字支出政策のひとつの事例として，しかも，その失敗の経験として知られている。

この間引続いてライヒ大蔵大臣の地位にあったクロズィクは，1974年に公刊された回顧録において次のように述べている。「初めて何の支障もなく景気対策を遂行し，ケインズ理論の正しさを証明することができるのは，専門家大臣として幸いなことだった。」この積極的な信用政策の展開には政治的安定が不可欠であり，この要件を満たすという期待の故にこそ，自分はヒットラー内閣に入った，というのである。(1) この期待はナチスの政権掌握によって充たされたかに見えながら，これと同時に進む再軍備，さらには戦争遂行と全体主義的支配の嵐に翻弄されて，ライヒ財政はやがて惨憺たる様相を示すに到る。1945年5月の政治的・軍事的壊滅を待つまでもなく，すでに1944年初

注(1)　Graf Schwerin von Krosigk, Lutz: *Staatsbankrott. Die Geschichte der Finanzpolitik des Deutschen Reiches von 1920 bis 1945*, Göttingen 1974, S. 177~8.「ケインズ理論の正しさ」といった表現は，まさに回顧的にのみ可能な表現だと思われるが，ラウテンバッハその他の積極的な景気対策の提案，とりわけヴァーゲマンプランが当時の政府部内で大きな関心の対象となったことは確かである。*Ibid.*, S. 64~5；大島通義：『雇用創出政策の成立』「三田学会雑誌」第67巻2・3号，17~9頁参照。

頭には，冷静な観察者の目にはドイツの敗北と財政破綻は明らかであった。[2] クロズィクがその回顧録を「国家破産」と題したのも，また当然のことと言えよう。

この間，中央政府（ライヒ）の大蔵省は年々の予算政策をどのように作成し，決定し，また，執行していったのだろうか。近代国家の予算一般を構成している統制の循環や権限の分割・分担のシステムは，ナチス支配の時期の冒頭において議会主義的統治が否定されたことによって重要な変化を蒙らざるをえない。他方，この時期には不況の克服や軍備の拡大が政策目標とされて，財政需要は急激な膨脹を遂げることになる。このような事情のもとで展開される年々の予算政策の決定と執行の過程は，ナチス財政にとって固有の特徴を示していると想定して誤りではなかろう。しかも，一般に予算は，ある国のある時点での活動を貨幣額で表示したものに他ならず，従って，予算政策の決定と執行は，この国の活動に参加する諸主体の貨幣的局面での相互関係を浮彫りにするものと考えてよい。この意味では，予算政策の考察は，ナチス支配下における政府諸機関の相互関連，また，国家と党の関係にひとつの局面から光を投げかけることになるだろう。

だが，「予算政策」といっても，それ自体複雑多岐にわたる問題を含んでいる。ライヒ大蔵省の予算政策の背後には会計検査院による決算統制があって，前者を陰に陽に規定していたはずである。また，ライヒの予算政策は，まずは地方交付税制度をつうじて，さらにはナチス政権初期にとられた行財政の中央集権化措置をつうじて地方財政に対する統制の役割を果たすものでもあった。これらに加えて，ナチスの対外侵略の進展にともなって，併合され占領された諸地域の予算制度をどのように形成しこれを運用したかといった問題も，第三帝国の予算政策の包括的な理解において欠くことはできない。これらのことを確認したうえで，本稿では，大蔵省を中心に進められるライヒ予算の編成と決定の局面に考察を限定して，残された問題は別の機会に順次取上げてゆくこととする。これらの問題に言及するとしても，それは本稿での論旨に必要なかぎりでのことである。

I　ライヒ財政収支の概観

主題についての予備的な考察のひとつとして，まず1933年以後のライヒ財政を国民経済全体の推移のなかに位置づけて見てみることにしよう。この点については，戦後すでに数多くの研究が世に問われてきており，ここであらためて詳論するまでもない。要点のみを摘記して本論で考察すべき問題との接点を見出すことに主眼を置くこととする。

まず，統計資料にもとづく従来の研究から明らかなことは，国民総生産は，1932年を谷として以

注(2)　その一例として，戦後の西独の経済復興の指導者で当時産業研究所 Institut für Industrieforschung, Berlin u. Nürnberg の所長だったエァハルトをあげることができる。Erhard, L.: *Kriegsfinanzierung und Schuldentilgung. Faksimiledruck der Denkschrift von 1943/44*, mit Vorbemerkungen von Ludwig Erhard, Theodor Eschenberg u. Günter Schmölders, Frankfurt/M, Berlin, Wien 1977 は，その証左である。

後上昇を続け，1937年には715億ライヒスマルク（以下RMと略記）を記録し，1928年の724億RMとほぼ肩を並べる水準に達したことである。この間，失業者数は，1932年の560万人から年々着実に減少の一途を辿ってゆく（第1表参照）。

次に国民総支出の内訳を見てみると，1928年には，個人消費が全体の71%，国内総資本形成が18%，政府の経常支出（軍事費を含む）が11%となっていた。これに対して1937年には，個人消費62%，政府経常支出22%，国内総資本形成15%となって，両年度を対照してみると，政府部門の比重の増加と他の二項目の比重の減少とが見合っていることが分かる。(3)

そこで，問題の政府部門についてその経常収支の推移を見てみると，第2表のとおりである。何よりも顕著なのは，経常支出における軍事費の比重が当初は微々たるものであったのが急速に増大して，1938年には50%に達していることである。そして，この傾向に対応しているのが，家計への移転の47%（1932年）から17%（1938年）への減少であり，さらに，経常収支の65億RM（1928年）の黒字から27億RM（1938年）の赤字への転化であった。

最後に，総資本形成のなかで政府資本形成が占める比重は，1928年には40%，1932～3年には50%を超えていたのが，その後次第に30%台へと低下してゆく。換言すれば，1932年以後の国内総資

第1表　1933～1939年のドイツ経済主要指標

歴　　年	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939
国民純生産（10億RM）	42.6	44.1	50.5	56.9	63.6	71.5	79.8	87.2
国民純生産（1932年価格，10億RM）	42.6	45.5	50.5	55.7	60.1	68.0	75.8	82.1
生計費指数（1932年＝100）	100	97	102	103	105	105	105	106
賃金・給与収入（10億RM）	14.3	14.3	16.1	17.6	19.4	21.5	24.0	25.7
賃金・給与収入（1人当り，1932年＝100）	100	98	100	104	108	112	118	122
被雇傭者数（1932年＝100）	100	99	115	122	130	140	149	154
失業者数（年平均，100万人）	5.6	4.8	2.7	2.2	1.6	0.9	0.4	0.1
公共財政の赤字額（10億RM）	0.2	0.2	0.2	0.5	1.7	1.1	2.5	10.9
公共投資（10億RM）	2.6	3.2	6.8	9.0	13.2	15.5	21.0	—
内　軍事費	0.6	0.7	3.3	5.2	9.0	10.9	15.5	—
交　通	0.8	1.2	1.7	1.9	2.1	2.4	3.4	—
住　宅	0.2	0.2	0.3	0.2	0.2	0.2	0.3	—
租税収入（10億RM）	10.3	10.7	11.9	13.5	15.6	18.8	23.0	29.3
内　ライヒ	5.0	5.1	5.9	7.5	9.2	12.0	15.7	21.8

資料出所：*Bevölkerung und Wirtschaft, Langfristige Reihen, Statistik der Bundesrepublik Deutschland*, Bd. 199, Stuttgart 1958; R. Erbe: *Die nationalsozialistische Wirtschaftspolitik 1933-1939 im Lichte der modernen Theorie*, Zürich 1958; K. Poole: *German Financial Policy 1932-1939*, Harvard Economic Studies, Vol. 66, Cambridge 1939; *Statistisches Handbuch von Deutschland*, München 1949.（但し，Albers, W.: „Finanzpolitik in der Depression und in der Vollbeschäftigung", in: *Währung und Wirtschaft in Deutschland 1876-1975*, hrsg. v. Deutscher Bundesbank, Frankfurt am Main 1976, S. 348 所収のものによる。）

注(3)　詳細は，Erbe, René: *Die nationalsozialistische Wirtschaftspolitik 1933-1939 im Lichte der modernen Theorie*, Zürich 1958, S. 99 sq. を参照。

第2表　政府部門の経常収支（単位：10億RM）

	暦　年	1928	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938
支出	政府の経常支出	10.3	5.6	6.3	9.2	12.5	16.9	20.4	26.2
	内：軍事費	0.8	0.6	0.7	3.3	5.2	9.0	10.9	15.5
	公債費	1.2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.6	1.7	2.0
	家計への移転	6.3	7.5	6.6	5.9	5.8	5.6	5.2	5.4
	経常余剰	6.5	1.2	1.1	2.8	0.6	-1.1	-0.9	-2.7
	合　計	24.3	15.8	15.5	18.4	20.4	23.0	26.4	30.9
収入	政府資産収入	2.5	1.0	0.9	1.0	1.1	1.3	1.5	1.5
	間接税	10.0	8.2	8.7	9.5	10.0	10.8	12.5	14.2
	家計の直接税・社会保険料負担	11.2	6.5	5.7	7.6	8.7	9.9	10.8	12.8
	企業の直接税負担	0.6	0.1	0.2	0.3	0.6	1.0	1.6	2.4
	〔関連統計〕								
	国内総資本形成	16.2	3.7	4.7	7.4	8.8	11.6	13.5	15.6
	内：政府資本形成	6.4	2.0	2.4	3.5	3.9	4.2	4.6	5.5

資料出所：Erbe, René: *Die nationalsozialistische Wirtschaftspolitik 1933-1939 im Lichte der modernen Theorie*, Zürich 1958, S. 104, 109.

本形成の拡大の過程において，1934年以後には民間資本形成が政府のそれを上回る率で成長を遂げたことが明らかである。財政による経済拡張効果の拠点は，1934～5年を境に政府の投資的支出から軍事費へと移ったのである。

もう少し立入って，この過程を観察してみることにしよう。

雇用創出を目標として実行されたすべての政策措置によって総額62億RMが支出されたが，そのうち20億RMは1933年度に，34億RMは1934年度に，従ってその大半がこの2年度の間に支出された。(4) これらは，大体において投資的支出であって，第2表下段の政府資本形成に含まれていると見てよい。景気刺戟策という観点からすれば，この他に，1933年度および1934年度に7.9億RMの規模での各種の減税措置がとられたことを併せて指摘しておかねばならない。(5) ヴァイマル末期の政権によって着手されヒットラー政権のもとで本格的な展開を見たこれらの不況克服策が，景気恢復への契機としてそれだけで十分なものだったか否かについては，肯定と否定の両様の評価がありうる。(6) 政府支出による不況克服策についての当時の理解は，もっぱら「誘い水」政策としてのそれであったと思われるから，1934～5年の時点で均衡財政への復帰を説く人々がいたとしても不思議で

注(4) Schiller, Karl: *Arbeitsbeschaffung und Finanzordnung in Deutschland*, Arbeiten zur deutschen Problematik, hrsg. v. Carl Brinkmann, Heft 4, Tabellenanhang.

(5) Albers, Willi: "Finanzpolitik in der Depression und in der Vollbeschäftigung", in: *Währung und Wirtschaft in Deutschland 1867-1975*, hrsg. v. Deutscher Bundesbank, Frankfurt am Main 1976, S. 357.

(6) Arndt, H. W: *The economic lessons of the nineteen-thirties*, London 1944, p. 156, 173～5.

はない。さらに，ヒットラー政権がその成立の当初にすでに企業家集団の信頼をかちえていたという事情は，財政要因による景気刺戟をこの時点で停止してもなお民間企業の投資意欲は減退しなかっただろうと推察する余地を残しはする。だが，ヒットラーが公約し企業家集団が期待したのは，公共土木事業による雇用創出政策がやがて再軍備による国内市場の拡大へと発展するという展望に他ならなかった。(7) これに加えて，世界市場の依然たる閉塞状況のもとでは，初期の雇用創出政策のみでは，間もなく再度の景気後退に見舞われることは避けられなかったであろう。アメリカ合衆国での経験（1936年における均衡財政への復帰，37年夏の景気後退）は，この意味において示唆的である。いずれにせよ，ドイツでは1934年以後，いわゆる雇用創出政策に代って軍事費が急速に増加して有効需要水準を押上げる作用を果たしたのである。

この軍事費は，ライヒ予算の一般会計の歳出によるものとメフォ手形によって資金調達されるものとから成り立っていた。それぞれの規模と推移は，第3表(8)のとおりである。1934年度から1938年度の間に一般会計歳出（この時期にあってはすなわちライヒ政府の歳出総額）は約3.5倍の増加を示したが，同じ時期に軍事費の増加は8.8倍に達し，従って，一般会計歳出に占める軍事費の比重も24%

第3表　1934～38年度の軍事費（単位：100万RM）

年度	一般会計歳出中の軍事費(A)	メフォ手形	合　計	一般会計歳出(B)	A/B
1934	1,952.9	2,140	4,092.9	8,232.3	23.7%
1935	2,771.4	2,720	5,491.4	10,128.3	27.4%
1936	5,821.1	4,450	10,271.1	13,235.2	44.0%
1937	8,272.5	2,690	10,962.5	17,265.6	47.9%
1938	17,247.2	—	17,247.2	28,720.3	60.1%

資料出所：注（8）を参照。

注(7)　大島：前掲論文，43～4頁参照。

(8)　第三帝国の時期における軍事費の規模については，種々の異なった数値が従来提示されてきた。1933～38年の時期についても，Erbe, R.: *op. cit.*, S. 37 sq. においては三種類の数値が検討の対象とされている。一般会計歳出によるものとしてここに示す数値は，従来提示されているものとは独立に筆者が各年度のライヒ決算書 *Reichshaushaltsrechnung*, in: Bundesarchiv Koblenz(以下BAと略記）から算出したものである。その範囲は，予算科目の第VIII款(Einzelplan VIII)：ライヒ国防省（年度によって名称に変化があるが，国防軍最高司令部および陸・海軍を含む）と第XVI款：ライヒ航空省（空軍）の継続費 Fortdauernde Ausgaben と一時費 Einmalige Ausgaben である。メフォ手形の発行額については，統計上さしたる混乱はない。ここでは，Schwerin v. Krosigk, L.: *op. cit.*, S. 228 によった。これらの合計額は，エルベが種々の検討の末に依拠しているWilhelmstraßenprozeß, Schwerin von Krosigk Nr. 324, Ergänzungsband 2, Tabelle über die deutsche Aufrüstung, zusammengestellt von W. Genske の数値と大体において一致している。（本稿第2表と第3表の間での軍事費の数値の相違は，後者の会計年度別の金額をエルベが暦年別に換算して前者としたためである。）Schwerin v. Krosigk, L: *loc. cit.* にも「連邦会計検査院の決算統計と *Statistisches Handbuch von Deutschland 1928-1944* の統計」にもとづいて軍事費の金額が示されているが，我々の数値とは，1935年度の40億 RM，1938年度の184億 RM の二点において異なっている。この数値は，*Statistisches Handbuch von Deutschland 1928-1944*, hrsg. v. Länderrat des amerikanischen Besatzungsgebiets, München 1949, S. 555 によるものと見て誤りでないが，後者には資料出所は明示されていない。

から60％へと著しく増加した。この間，ライヒの純税収（租税および関税収入から地方交付税交付金を控除した額）は2.48倍の増加を示したに止まり，歳出と税収の動向のこの格差を埋めるべく公債が発行され，一般会計歳入の公債依存度は，1934年度の13％から38年度の29％へと上昇した。[(9)] メフォ手形の発行は，事前金融方式による再軍備資金の調達として周知のものだが，ライヒ銀行総裁シャハトの要請によって，1937年度までで総額120億RMをもって発行を停止され，1938年度以後，この手形の最終的引受け手だったライヒ銀行に対してライヒ財政により償還されねばならないはずのものだった。[(10)] 1934～37年度の期間について見るならば，その間の軍事費総額308億RMのうち61％が一般会計によって，39％がメフォ手形によってまかなわれたことになる。

このような軍事費の増加がそのまま直ちにインフレーションの発生につながらなかったことは，第1表の生計費指数が緩慢な上昇しか示していないことから明らかである。1934～5年にはなおデフレ・ギャップが存在していて，これを埋め合せる役割を軍事費の支出が担ったと見ることもできよう。これに加えて，ナチス政権のもとで展開された種々の経済統制がこの発展に貢献したことも確かである。だが，この経済統制政策が基本的にはドイツの軍備の充実に動機づけられたものであったことも見落すことはできない。

ナチス政権の経済統制は，消費・投資・労働力供給の各局面にわたって展開された。消費に関しては，第一に，ブリューニング政権のデフレ政策によって高められた課税水準がそのまま維持され，前記の若干の減税措置を別とすれば，個人消費需要を喚起するような積極的な減税政策は採用されなかった。第二に，一層重要な統制政策として財貨および用役に関する価格統制が実施された。この点で最も重要なのは，1936年10月の四ケ年計画実施法とこれに続く11月末の価格凍結令である。投資の局面では，企業家集団の組織化をつうじて，原材料の調達，そのための外貨利用，投資の部門別配分等について再軍備優先の観点から管理と統制が加えられるのと同時に，蓄積された企業利潤を政府証券の投資へと誘導する政策が採られてゆく。第二次大戦開始以前の唯一の実質的増税措置となった法人税の税率引上げ（1936年に20％より25％へ，37年に30％へと二段階にわたって実施された）は，賃金・価格の凍結によって増大した企業利潤を政府部門へ吸揚げようとしたものに他ならない。最後に，労働力供給の局面では，30年代後半の数次にわたる措置によって，再軍備に必要な産業諸部門に労働力を確保することが企図されたのである。

再び第1表を見るならば，1936年以後失業者数が急速に減少し，しかも，賃金・給与所得が着実に増加していることが分かる。賃金と物価が凍結されているなかでこのような現象が見られるのは，

注(9) いずれも，各年度の *Reichshaushaltsrechnung*, in: BA による。

(10) メフォ手形の制度については，Hansmeyer, Karl-Heinrich und Rolf Caesar: „Kriegswirtschaft und Inflation 1936-1948", in: *Währung und Wirtschaft in Deutschland 1876-1975*, S. 392～3 を参照。正確には，発行されたメフォ手形が全額1938年度以降の財政負担に持越されたわけではない。決算報告によると，1937年度に国防省予算から2億3860万RMがライヒ銀行に対して償還された。

この時期において完全雇用状態が達成されつつあったこと，一層適切には，労働力供給の統制が図られたことを考え合せるならば，特定の部門においてむしろ労働力不足が発生し，時間外労働の盛行によって賃金・給与所得が増大していったことを意味している。このような事態を惹き起しながら再軍備がなお強行されていった以上，この間のドイツの政策は，ケインズ主義的な政策論とは遠く隔ったもの，もしくは，その観点からすれば失敗の経験だったと評価されることになる。(11)

再度ライヒ財政収支に眼を向けるならば，1938年度以後，軍事費の支出と歳入の借入依存とが相携えて拡大してゆくのを見ることができる。メフォ手形債務は，新たな国庫証券の発行によって肩代りされていった。メフォ手形による再軍備資金の調達においては，軍事費の支出と中央銀行信用の増大とはまだ間接的に関連するに止まっていたのが，この時期以後，この二つの要因の関係は一層直接的なものへと変ってゆく。1937年2月10日の「ライヒ銀行およびドイツ国有鉄道の関係の規制変更に関する法律」(12)によって，ライヒ銀行理事会は「指導者兼ライヒ首相」（ヒットラー）に直接従属するものとされていたが，1939年6月15日の「ドイツ・ライヒ銀行法」(13)によって，ライヒ銀行の通貨信用政策は政府の政策に完全に従属させられ，政府に対するライヒ銀行の信用授与は事実上無制限に可能となったのである。ライヒ銀行理事会が，「いかなる中央銀行も，国のインフレ的な支出政策に抗して通貨を維持することはできない」として，ヒットラーに対して均衡財政への復帰，大蔵大臣による全財政支出についての完全な財政統制の復権，賃金および物価統制の有効な形成，通貨・信用政策に関するライヒ銀行の排他的な決定権の承認を要求し，罷免されたのは，1939年1月のことである。(14)

この間におけるドイツの東南ヨーロッパへの侵略の跡をたどるならば，1938年3月ドイツとオーストリアの「合邦」，同10月ズデーテン地方に侵入，39年3月にはボェーメンおよびメーレン地方を保護領とし，同8月31日ポーランドへの侵攻が開始されて，ここに全ヨーロッパを席巻する第二次世界大戦が開始された。

第4表は，1939年9月1日以後1945年1月28日までのライヒ財政収支の概要を示しもたものである。(15)他の統計資料と比較してかなり控え目の数値だが，(16)これによれば，支出総額6308億RM（敗戦

注(11) アーサー・ルイス：「世界経済論」石崎昭彦他訳，昭和44年，124頁。

(12) *RGBl.* II 1937, S. 47 sq.

(13) *RGBl.* I 1939, S. 1015 sq.

(14) ライヒ銀行理事会のヒットラー宛書簡のテキストとその辞任に到る経過については，Hansmeyer, K.-H. und R. Caesar: *op. cit.*, S. 375 sq. を参照。

(15) この表は，その「資料出所」に示したように Heinig, K. によるものだが，その数値は Schwerin von Krosigk, L.: *op. cit.*, S. 295~6 で根拠なしに示されている戦時財政収支と全く同じである。この表の時期区分は，当時ライヒ大蔵省内部での予算実務のために採られていたものであり，また，Heinig が掲げる軍事費の数値は BA: R2/21781 所収の文書におけるのと全く同一である。ただし，後者においては，収入の内訳が明らかでないため，本稿では Heinig の統計を採ることとする。なお，1939年度の軍事費は，決算書によると310億2420万RMだが，このうち，第4表の第I年度に帰属しない金額がどれほどかは不明である。

(16) *Statitisches Handbuch von Deutschland 1928-1944*, S. 555によると，1939~45年度の間のライヒの支出総額は6849億RM，軍事費は合計5092億RMに達するとされている。

第4表　戦時下におけるライヒ財政収支（単位：10億RM）

年次	I 1939年9月～40年8月	II 1940年9月～41年8月	III 1941年9月～42年8月	IV 1942年9月～43年8月	V 1943年9月～44年8月	1944年9月～45年1月28日	合計
A 収入							
租税	24.9	28.7	33.1	44.6	37.3	18.2	186.8
戦費・占領費負担金	—	8.3	12.3	18.2	23.2	5.7	67.7
その他の収入	6.3	6.3	6.9	9.8	11.3	4.9	45.5
合計	31.2	43.3	52.3	72.6	71.8	28.8	300.0
B 支出							
軍事費	38.0	55.9	72.3	86.2	99.4	42.5	394.3
戦争要員家族手当	3.2	4.3	5.2	4.7	4.6	2.1	24.1
その他の一般行政支出	22.3	27.0	32.2	46.1	56.0	28.8	212.4
合計	63.5	87.2	109.7	137.0	160.0	73.4	630.8
収入不足額	32.3	43.9	57.4	64.4	88.2	44.6	330.8

資料出所：Heinig, Kurt: *Das Budget*, Bd. I, Tübingen 1949, S. 498. なお，本稿の注（15）を参照。

時までのものを含めればおそらく6700～800億RM）のうち62.5%にあたる3943億RMが戦費にあてられ，租税・負担金その他の収入によって調達しえたのは3000億RM，47.6%に過ぎない。このうち，租税収入は全財政支出の約30%にあたる。大戦開始と同時に賃金税・所得税の戦時付加税や消費税増税の措置が採られ，1941年と44年には一層高い率で所得課税や消費課税の付加課税が実施され，また，税務行政の強化によって税収の増加が図られた。また，第4表に明らかなように，併合され占領された地域では，多様な形態で戦費負担のための貢納が強いられた。これらの収入によってなお調達できない過半の資金は借入に求められたが，政府はその手段として，ライヒ銀行の再割引保証を伴った流動性の高い債券を発行して，これを金融機関に提供した。これが，当時のいわゆる「静かな戦時金融」[17]であった。いずれにせよ，その結果，第5表が示すように，ライヒ政府の債務は1940年代に入って急速に増大し，巨大な規模で累積していったのである。この場合

第5表　ライヒ政府債務残高（単位：100万RM）

年度末現在	長期債	中・短期債	合計
1933/34	3,765	3,789	7,554
1934/35	4,093	4,442	8,535
1935/36	5,535	5,072	10,607
1936/37	8,029	4,407	12,436
1937/38	11,763	3,868	15,631
1938/39	19,912	7,458	27,370
1939/40	25,330	19,406	44,736
1940/41	32,796	50,313	83,109
1941/42	68,100	66,860	134,960
1942/43	89,514	103,529	193,043
1943/44	116,833	154,170	271,003
1944/45	136,700	241,000	377,700

注：（1）1924年4月1日以前の債務は含まれていない。
（2）長期債とは満期10年以上，中・短期債とは10年未満のものをいう。
（3）1941年度以後は，中期債は長期債と合算されている。
（4）1944年度の数値は推定による。
資料出所：*Deutsches Geld-und Bankwesen in Zahlen 1876-1975*, hrsg. v. Deutscher Bundesbank, Frankfurt am Main 1976, S. 313.

注(17)　このいわゆるGeräuschlose Kriegsfinanzierungについては，Hansmeyer, K.-H. und R. Caesar: *op. cit.*, S. 403 sq. を参照。

注目すべきことは，1941年度以後，短期債の比重が急速に増大し，1945年3月現在の推定債務残高の64%に達したことである。短期債の増発，とりわけ無利子の大蔵省証券の増発は，ライヒ銀行の援助を得てはじめて可能であった。このようにして激増したライヒ政府債券は信用機関の金融投資の大半を占めるようになり，債務者としてのライヒ政府とドイツ信用機構とは，膨大な潜在的過剰購買力を媒介にして直接に依存しあう関係において敗戦を迎えたのである。(18)

II　ライヒ大蔵省の役割

1.　ライヒ大蔵省と党

積極的な不況克服政策の展開に始まって財政破綻に終るこの一連の過程における予算政策を考察するにあたって，さしあたりまず，社会のすべての組織において様々な仕方で進められたナチ化の作用をライヒ大蔵省はどのように受けたのかを探り，次に，予算政策をめぐる大蔵省の権限はどのように変化したかを明らかにしておきたい。制度的な観点からすれば，大蔵省は予算政策の主要な担い手なのであり，大蔵省の組織や権限構造は予算政策の展開に重要な意味を持つからである。

ヴァイマル期のライヒ大蔵省は四つの部局から構成されていたが，ヒットラーの政権掌握以後，財政の中央集権化，活動の多様化に対応して八つの部局に拡充された。(19) また，正確な数字ではないが，この時期のライヒ大蔵省本省では約1,200人，下部機構である特許，関税，財務，建設の諸局では合計約15万人の官吏，雇員，労働者が勤務していたといわれる。(20) このような組織体としての大蔵省に対して党の影響はどのように，また，どの程度に及ぼされたのだろうか。この点を明らかにしておくことは，国民社会主義ドイツ労働者党が唯一の党であり，また支配政党であったことからして，当面の主題を解明するひとつの手がかりとなると考えてよいであろう。

1933年4月6日，ヒットラーの推薦にもとづいてフリッツ・ラインハルトが大蔵次官に任命された。1926年に入党，党内では弁士教育においてその手腕を評価されると同時に財政・租税関係の専門家と認められ，1930年9月の選挙でライヒ議会に入り，予算委員会での党代表の役割を勤めた人物であり，官僚型の職業的党指導者のプロトタイプだったといわれる。(21) 前任者アルトゥール・ツァ

注(18) Terhalle, Fritz: „Geschichte der deutschen öffentlichen Finanzwirtschaft vom Beginn des 19. Jahrhunderts bis zum Schlusse des zweiten Weltkrieges", in: *Handbnch der Finanzwissenschaft*, II. Aufl., Bd. I, S. 325~6.

(19) *Von der Reichsschatzkammer zum Bundesfinanzministerium*, hrsg. v. Bundesministerium der Finanzen, Köln 1969, S. 114.

(20) „Extracts from the Testimony of the Defense Witness Fritz Reinhardt before Commission I", in: *IMT*, vol. XII, p. 612.

(21) *Ibid.*, p. 609; また，1933年以前の彼の党での活動経歴については，Pridham, Geoffrey: Hitler's Rise to Power: The Nazi Movement in Bavaria 1923~33, London 1973, p. 98sq.（「ヒットラー・権力への道」垂水節子他訳，1975年，118頁以下）を参照。

ルデンの辞任は自発的なものだったと言われているが，その理由はツァルデンがユダヤ人の家系に属しユダヤ人を妻としていたことにあった。[22] その意味で，この次官更迭人事は，大蔵省に対する党の影響の発端を示すものとして象徴的だった。また，これと相前後して，ライヒ内閣官房，内務省，国民啓発および宣伝省，プロイセン国務省などにおいても党員が次官に任命されており，党が主要官省の中枢部における影響力の確保に関心を持っていたことが窺われる。

だが，大蔵省の全機構について見てみると，人事政策に対する党の介入は比較的穏和で控え目なものだった。1933年4月7日の「職業官吏制再建に関する法律」[23]による官吏の粛清において，1933年12月までに確定したところによると，「共産主義的活動」の廉による罷免は，財務局（Reichsfinanzverwaltung）の場合5件，ライヒ職業仲介・失業保険局の場合670件，「ユダヤ人の血統」によるものは，前者で40件，後者で94件，「政治的信頼の欠如」によるものは，前者で253件，後者で2092件だった。これらの数字だけから即断はできないが，モムゼンによれば，この粛清の結果は，財務官僚制における政治的保守性を反映すると同時に，むしろそれ以上に，この粛清が政治的観点よりも行政上の観点からおこなわれたこと，つまり，財務行政の維持の必要性という観点に左右されていたことを示している。[24]

大蔵省本省の人事においても，たしかに一方では，参事官だったロルフ・グラボッヴェルのようにヒットラーによって罷免され強制収容所に送られた例や，1933年まで財政裁判所長官の職にあったヘルベルト・ドルンのように罷免され亡命を余儀なくされた例はある。[25] だが，クロズィクによれば，非党員の官吏が戦時中まで本省の局長の職に止まりえたのは，ライヒの官省のなかでは大蔵省のみだったといわれる。[26] 要するに，ライヒ大蔵省は，その行政の専門技術的性格のゆえに，人事面で党の介入を比較的僅かしか受けなかったと見てよいようである。

それでは，党員次官ラインハルトは省内でどのような役割を担ったのだろうか。基本的には，クロズィクとラインハルトの間で，前者は予算政策，後者は租税政策を統括するという一種の分業が成り立っていた。[27] ラインハルトの指導のもとで展開された＜国民社会主義的租税改革＞がいかなるものであったかは，我々の課題を超えるのでここでは立入らない。[28] ラインハルトは，なおこれ以外に職員教育に意欲を燃やしてその業務を統括していた。このように，予算政策の形成に関しては，

注(22) Schwerin von Krosigk, L. : *Staatsbankrott*, S. 198.

(23) *RGBl.* I 1933, S. 175.

(24) Mommsen, Hans : *Beamtentum im Dritten Reich*, Stuttgart 1966, S. 54~5.

(25) *Von der Reichsschatzkammer zum Bundesfinanzministerium*, S. 111~2.

(26) Schwerin von Krosigk, L. : *Staatsbankrott*, S. 200. 彼によれば，1944年に参事官から局長に昇進した5名のうち4名は非党員だった。„Eidesstattliche Erklärung, Nürnberg, den 18. 3. 1949", in : Institut für Zeitgeschichte (IfZ): ZS/A-20, Bd. 8, Bl. 5.

(27) *Ibid.*, Bl. 8.

(28) この問題に関する数少ない研究文献として，Blaich, Fritz : „Die ‚Grundsätze nationalsozialistischer Steuerpolitik' und ihre Verwirklichung", in : *Probleme der nationalsozialistischen Wirtschaftspolitik*, hrsg. v. Friedrich-Wilhelm Henning, Berlin 1976. S. 99 sp. を参照。

ラインハルトは基本的には局外者の立場にあったのであって，政権初期における積極的な不況克服策の採用や，国防予算の一括承認方式の導入とその後の発展などを，ラインハルト，もしくは，彼を媒介としての党の作用に帰することはできない。(29)

だが，それにしても，党指導者として一定の地位を確保し最後には党官房の有力な一員となっていたラインハルトが，党組織の大蔵省に対する予算要求（後述）を大蔵省内で弁護し支持する役割を果たすのは当然予想されるところだし，また事実そうであった。(30) このような党と大蔵省との関係，さらには一般的な政策決定に関する党と大蔵省との意見の調整にあたるために，ラインハルトは省内の次官書記局(31)を利用していたようである。1942年1月には，これに対応する党官房側の機関として，1933年以来の党員で次官書記局の主要メンバーであるギュンデルを中心に「財政班」が設置された。(32) その活動の詳細は明らかではないが，クロズィクと党会計部長フランツ・シュヴァルツとの間での党への補助金支出に関する交渉を仲介していたことは確認できる。(33)

こうした党組織との連絡調整，乃至その利益の確保という役割を演じながらも，結局のところラインハルトの行動は，党指導者としての立場よりも大蔵省の次官としての立場によって左右されていたと見ることができる。次官書記局における彼の部下達も，周囲の職員に対してほとんど影響力を持ちえず，むしろ周囲から疎隔されていた。党による人事政策への介入は1933年以後も持続しておこなわれたが，ラインハルトは「能力原則」を主張して，党の意図するイデオロギーを規準とする人事政策に強力に抵抗したといわれる。(34) 1941年3月，地方財務局の職員の人員削減を結果する政令が党側で準備されたとき，クロズィクはランマースに，ラインハルトはボルマンに対して同じ基調での抗議文を送っている。この政令案の背後に地方長官(ライヒスシュタットハルター)達の，中央集権的財務官僚制弱体化の意図を読みとった大蔵省の二人の指導者は，財務局の人員の維持は税収の確保のために不可欠であること，それは戦費調達のためばかりでなく，徴税の停滞によって過剰購買力が民間に滞留してインフレ圧力を高めることを避けるためにも必要なことを，一致して強調したのである。(35)

以上述べてきたことは，史料面での制約によって不十分さをまぬかれないが，それでも，第三帝

注(29) Schwerin von Krosigk, L. : „Eidesstattliche Erklärung", in : IfZ : *op. cit.*, Bl. 7, 10.

(30) *Ibid.*, Bl. 12.

(31) „Geschäftsverteilungsplan des Reichsfinanzministeriums, Stand : 1. Mai 1941", in: BA: R43II/1144によると，この Büro des Staatssekretärs は，Persönlicher Referent 2名を中心に16名の職員によって構成されていた。Oberregierungsrat Dr. Gündel はその Persönlicher Referent 1 だった。

(32) „Nachrichten des Reichsfinanzministeriums, Nr. 3, 9. Jan. 1942", in : BA : R2/31094. 党官房に対しては，大蔵省より Regierungsrat Brack が出向させられて，「財政班」の業務を担当した。

(33) 1943年度の党への補助金に関する党会計部長とクロズィクの交渉は，後者が使途予定の説明を求め前者がこれを忌避したため難行し，ボルマンの指示によってギュンデルとブラックがその調整のため介入した。一連の記録は BA : R2/31096 に収録されている。

(34) Schwerin von Krosigk, L.: „Eidesstattliche Erklärung", in : IfZ, *op. cit.*, Bl. 5~6.

(35) クロズィクのランマースあての1942年3月17日付の書簡，および，ラインハルトのボルマンあての同年3月17日付の書簡を参照。いずれも BA : R2/31680 所収。

国の時期のライヒ大蔵省が，党の介入にもかかわらず自らの組織の存立を比較的よく守りえたことは確認できよう。そしてまた，そのことが，この分野における行政の比較的高度の専門的・技術的性格に負うものであったこともたしかである。ラインハルトの場合，党指導者のなかでも官僚型と見られていたその資質に負うのかもしれないが，次官としての彼は大蔵省の利害や主張に次第に自己を同化させ，その行動においては「大蔵省を党に優先させた」[36]のであった。

だが，このように大蔵省がナチ化の作用を比較的僅かしか受けなかったとしても，そのことは，大蔵省が他の諸機関との関連において予算政策上の指導権を確保しえたことを意味するものではない。次項では，この問題について考えてみることとしよう。

2. 大蔵省の権限構造

第三帝国における大蔵省の権限を制約した最初の，しかも決定的な行為は，1933年3月24日の授権法（「国民および国家の危機排除のための法律」）[37]の成立であった。この法律が予算政策の遂行にとって死活の重要性を持つであろうことは，クロズィクとプロイセン財政担当相ヨハネス・ポピッツの明確に認識するところであった。法案検討の段階で，彼らは，議会による予算の法としての承認および政府の債務負担（つまり公債発行）の許可に関する立法手続がこの法案によって廃棄されることをおそれて，授権法の及ぶべき範囲を限定しようとしてヒットラーに容れられず，そこで，当時なお議会を構成していたブルジョア諸政党の注意と反論を喚起すべく，法案の第1条に「憲法85条2項および87条にいう法律」（上記二件を指す）も授権の対象となることを明記させたのだった[38]。この抵抗が全く無駄だったことは言うまでもない。いずれにせよ，予算と債務負担の議会による法的承認の手続が廃棄されたことによって，ライヒ大蔵省はこれ以後，借入に依存した財政膨脹の圧力に全く独力で対処しなければならない状況に置かれたのである。

大蔵省の権限をさらに弱めた第二のものは，1933年4月4日の閣議決定[39]である。この閣議決定については，別の機会にすでに詳論したので，ここでは要点のみを記しておく。この閣議決定は，第一に，国防軍の改造に着手すること，そのために必要な場合には現行法規定の適用を停止しうることを定め，第二に，大蔵大臣は，国防軍改造に必要な資金をその調達方法の如何を顧慮することなく提供すること，そして，国防軍の予算についてはあらかじめ使途の明細を問うことなく一括承認すること，第三に，会計検査院による決算統制は従来どおりとするが，上記第一，第二の点も含め

注(36) Sehwerin von Krosigk, L.: *Staatsbankrott*, S. 202.
(37) *RGBl.* I 1933, S. 141.
(38) この問題の詳細については，„Niederschrift über die Reichsministerbesprechung vom 15. März 1933", in : *IMT*, Bd. XXXI, Dok. 2962 ps, S. 402 sq. とくに S. 407; Bracher, Karl Dietrich, Wolfgang Sauer und Gerhard Schulz : *Die nationalsozialistische Machtergreifung*, Köln und Opladen 1962, S. 424; Schwerin von Krosigk, L.: *op. cit.*, S. 194~5 を参照。
(39) Anlage zu RK. 392 C/E II, in: BA: R43II/393.

て，内外の世論に対して完全に偽装することを規定したものであった。メフォ手形による軍事費の調達がこの決定に基づくものであったことは明らかであり，またこれ以後，大蔵大臣は国防予算の折衝においてその総額しか議論の対象となしえないことになった。1934年以後の軍事費の膨脹の跡を見るならば，この閣議決定がライヒ予算政策にとってどれほど致命的な意味を持つものであったかは論をまたない。先述のように，シャハトが1939年1月の総裁罷免の契機となったヒットラーあての書簡において大蔵大臣による完全な財政統制の復権を要求したのも，それ故のことに他ならない。4月4日の閣議でこの決定に反対の態度を表明したのは，クロズィクとシャハトだけだった。(40)

第三に指摘しておかねばならないのは，閣議についてである。授権法の成立によって政治的意志決定の場としての閣議の意義が著しく増大すると想定することは，それ自体誤りではない。そして，閣議における予算案の決定に際しては，ライヒ財政令21条2項および3項の規定によって，大蔵大臣には歳出予算の原案の個別項目について拒否権の行使が認められており，この拒否が無効とされるのは，原案について閣僚の多数が賛成しライヒ首相がこれに同調した場合に限られていた。しかし，第三帝国の政治においては，その初期を別とすれば，閣議は合議制機関としての性格を次第に喪失し，その開催回数も時の経過とともに漸減して，1938年2月15日の閣議を最後に二度と開催されることはなかった。(41) 1937年度予算は，この意味での閣議において承認された最後の予算だった。1938年以後，閣議決定は予算の承認も含めてすべて持廻りの形式によることとなる。事態のこのような発展は，閣議での合議による予算政策に関する利害の調整と意志決定を困難にするものであったが，さらに，僅かながら存在した非党員閣僚の党員による置換が進むなかでは，大蔵大臣の拒否権はもっぱらヒットラーの意向に依存せざるをえないことになった。(42) 閣議が開催されていた時期とそうでない時期とを問わず，大蔵大臣と各省大臣との予算折衝が調整不能となってヒットラーの裁決が求められた場合，ヒットラーは一方的に各省側の意見のみを直接または間接に聴取して決定を下だすのが常で，ことに1937年以後は，クロズィクはヒットラーに会って意見を述べる機会を全く持つことができなかったといわれる。(43)

なお，第三の問題に関連して，特定の閣僚よりなる小委員会の役割について付言しておく。その最初の例は，1936年10月の四ケ年計画政策の開始に際して形成された「関係閣僚小委員会」で，関係閣僚として蔵相クロズィクもその一員とされていた。第二の例としては，1938年2月4日のヒットラーの命令で設置された「秘密閣僚会議」があり，第三の例としては，1939年8月30日のヒットラーの命令による「国防閣僚会議」がある。この二者においては，大蔵大臣はその構成員とされて

注(40) 詳細は，大島：『ヒットラー・国防軍・会計検査院』「三田学会雑誌」第69巻5号68頁以下を参照。

(41) Broszat, Martin : „Der Staat Hitlers", in : *Deutsche Geschichte seit dem ersten Weltkrieg*, hrsg. v. IfZ, Bd. I, Stuttgart 1971, S. 755.

(42) Schwerin von Krosigk, L.: „Das Reichsfinanzministerium", in: IfZ : ZS/A-20, Bd. 3, Bl. 73.

(43) Schwerin von Krosigk, L.: „Grundzüge der Etatisierung", in: IfZ : ZS/A-20, Bd. 3, Bl. 87.

おらず，外交政策上の協議を主とするはずだった第二の場合はともかく，大戦開始直後の戦時経済に関する種々の指令を出した国防閣僚会議から大蔵大臣が除外されていたことは，大蔵省の予算政策上の権限を考えるうえで一応注目に価する。だが，一層重要なことは，この三つの例とも意志決定機関としては名目上のものでしかなかったこと，むしろ，その構成員だった各種の全権委員の権限争いと対立を強める作用を果たしたことである。いずれの場合にも，その原因は，ヒットラーが総統命令によって一層決定的に事態を規制していたことに求められよう。(44) そして，後に見るように，総統命令はしばしば財政負担を伴うものであったために，大蔵大臣は全く受動的且つ事後的にその資金調達にあたらなければならない立場に置かれた。国防予算に限らず他の一般行政の予算においても，このように大蔵大臣は次第にライヒ政府の「出納係」(45) の役割へとおとしめられていったのである。

最後に，決算統制と決算に関するライヒ政府免責の手続について触れておかねばならない。ライヒ会計検査院は第三帝国の時期の最後まで存続したし，倦むことなく決算検査に従事し意見書の作成に当たった。1936年には，その地方支所も新設された。だが，他面では，その決算統制の範囲は次第に制限され，ことに党の諸組織は公金を受領しながらも統制の対象外に置かれた。そのうえ，決算報告を受取ってライヒ政府の免責をおこなうという議会の役割は，かの授権法によって消滅していた。従って建前のうえでは，免責の権限はライヒ政府にあるものとされた。ライヒ政府が自らの行為の結果について自らを免責するという手続自体，極めて異様なものと言わねばならないが，それすらも現実には実行されなかったのである。財政統制の循環の決算統制に関する部分がこのような変化を蒙ったことは，議会による外部統制の消滅とあわせて，事前および執行段階での大蔵省の財政統制機能を弱体化させるものであったことを，見落すことはできない。

要するに，ナチス支配体制にとって基本的な政治的意志決定およびその動態によって，ライヒ大蔵省は，統治機構全体のなかで，あるいは他の諸主体との関係において自らの予算政策上の権限を明確且つ安定的に特定できない状態に置かれるようになってゆく。しかもそれは，法的諸規定のその都度の変更を伴うことなしに進められたのである。このことは，前項で見たように，大蔵大臣が自ら管轄する行政活動，ことに，専門化し技術化した税務行政等において排他的に権限を行使することができ，戦中戦後をつうじてその安定性を保つことができたこと(46)と，相反するものではない。予算政策の場合には，それが行政活動や政治的支配とまさに不可分のものであるために，この局面

注(44) 以上の叙述については，Gruchmann, Lothar : „Die ≫Reichsregierung≪ im Führerstaat. Stellung und Funktion des Kabinetts im nationalsozialistischen Herrschaftssystem", in : *Klassenjustiz und Pluralismus*, Festschrift für E. Fraenkel zum 75. Geburtstag, Hamburg 1973, S. 200～2 を参照。

(45) „Extracts from the Testimony of the Defense Witness Fritz Reinhardt before Commission I", in : *op. cit.*, p. 613

(46) Bühler, Ottmar : „Finanzgewalt in Wandel der Verfassungen", in : *Festschrift für Richard Thoma zum 75. Geburtstag*, Tübingen 1950, S. 1 sq.

での大蔵省の権限は統治構造やその動態によって全面的に規定されざるをえないのであって，かくて第三帝国における大蔵省の予算政策は，権限の安定性の不断の喪失の過程として現象することとなるのである。

Ⅲ　個別予算政策の決定

1.　決算に関する若干の分析

一般行政省，国防軍，第三帝国にあってはさらに党の諸組織は，毎年大蔵省と折衝のうえ，来るべき一会計年度におけるそれぞれの活動に必要な資金を得，これを支出する。この意味での個別予算政策決定の諸相を明らかにするために，まず決算統計から若干の事実を指摘しておこう。[47] ただし，対象とする時期は，1934年度より1938年度までの5年間である。決算書が作成・印刷されているのは1941年度までであり，従ってこの時点まで考察の範囲を拡げることはできるはずだが，それには多くの困難が伴う。何よりも，1939年9月以後，第二次大戦の開始に伴って戦争に起因する財政収支はすべて特別会計に計上されることになり，その明細は決算書からは知ることができないし，他の資料によってこれを補うことは，筆者の能力と利用できる史料の範囲を超えている。このことを措くとしても，1939年度より特別会計によって戦費の経理がおこなわれるようになった結果，財政収支の構造は，この時点の前と後とで著しく異なったものとなっている。このことも考慮して，当面の考察は1934～1938年度の時期に限定することとしたい。

第6表は，1937年度の軍事費，つまり国防省と航空省の予算の概要を示したものである。さしあたりこの表を利用するのは，軍事費について考察するためではなく，当時の予算制度におけるある個別歳出予算（たとえば「第Ⅷ款：国防省」という予算）の構成とそれが実際の支出とどのように対応しているかを説明するためである。従って，ここでは便宜的に，国防省が当時一括予算方式を認められていたことは無視する。

国防省と大蔵省との予算折衝の結果，原則として新年度開始に先立って〔1〕の当該年度に関する新規予算が確定する。これに前年度末までに完了しなかった歳出の金額〔2〕を加えたものが，〔3〕歳出予算総額であり，これが当該年度について国防省が事前に認められた支出可能な資金の総額である。（なお，〔2〕の性格については〔7〕に関する後段での説明を参照されたい。）しかし，この歳出予算総額と〔5〕の歳出総額とは，三つの要因によって異なったものとなる。第一に，予算超過支出。これは，予算確定後，予算において特定の使途について規定された金額を，その使途の範囲内で超過して支出する場合を指す。第二は，予算外支出。これは，予算で規定されていない使

注(47)　この項の以下の叙述における引用や統計は，とくに註記したものを除いて，すべて1932年度より1938年度までの *Reichshaushaltsrechnung* によっている。煩項にわたるため，その都度出典の細目を註記することは省略する。

第6表　軍事費予算の構成　　(1937年度，単位：100万RM)

費目	〔1〕新規予算	〔2〕前年度歳出未済額	〔3〕歳出予算総額	〔4〕歳出の純超過または節約（▲）	〔5〕歳出総額	〔6〕年度内歳出額	〔7〕歳出未済額
国防省							
本省：継続費	22.5	0.3	22.8	0.4	23.1	23.0	0.1
一時費	352.5	35.7	388.2	11.9	400.1	323.4	76.7
小計	375.0	36.0	411.0	12.3	423.2	346.4	76.8
陸軍：継続費	2,013.6	234.5	2,248.1	1,980.9	4,229.0	3,821.3	407.7
一時費	187.2	194.3	381.5	1.3	382.8	168.4	214.4
小計	2,200.8	428.8	2,629.6	1,982.2	4,611.8	3,989.7	622.1
海軍：継続費	276.0	10.9	286.9	▲ 0.6	286.3	269.9	16.4
一時費	72.0	32.1	104.1	357.2	461.3	408.7	52.6
小計	348.0	43.0	391.0	356.6	747.6	678.6	69.0
国防省　合計	2,923.8	507.8	3,431.6	2,351.1	5,782.6	5,014.7	767.9
航空省							
継続費	1,280.5	42.9	1,323.4	▲ 3.9	1,319.4	1,284.1	35.3
一時費	416.0	—	416.0	1,557.7	1,973.8	1,973.7	0.0
航空省　合計	1,696.5	42.9	1,739.4	1,553.8	3,293.2	3,257.8	35.3
軍事費　総額	4,620.3	550.7	5,171.0	3,904.9	9,075.8	8,272.5	803.2

資料出所：*Reichshaushaltsrechnung 1937*, in: BA.

途について支出する場合を指し，これらは，いずれも大蔵大臣の事前の承認を必要とする（ライヒ財政令33条）。第三は節約である。この三つの要因による金額の如何によって歳出総額が定まる。そして，この歳出総額は，年度内に支出を完了する分〔6〕と，翌年度以後に繰越される分〔7〕とに分かれる。繰越すことができるのは，予算に「繰越可能」と明記された費目および一時費と特別会計に計上される費目とに限られ，これらは，当該年度を含めて3年間まで繰越すことができる（ライヒ財政令30条）。

第7表　歳出規模とその対前年度増加率　　(単位：100万RM)

年度	歳出予算総額	歳出総額	年度内歳出額	一般会計における軍事費の対前年増加率	メフォ手形を含む軍事費の対前年増加率
1934	6,771.6 (14.2)	8,473.8 (28.7)	8,220.9 (31.1)	—	—
1935	9,510.7 (40.4)	10,909.3 (28.7)	10,125.9 (23.1)	(41.9)	(34.2)
1936	11,005.5 (15.7)	14,232.9 (30.5)	13,235.2 (30.7)	(110.0)	(87.0)
1937	14,276.1 (29.7)	18,891.4 (32.7)	17,265.6 (30.5)	(42.1)	(6.7)
1938	26,106.1 (82.9)	29,394.6 (55.6)	28,720.3 (66.3)	(108.5)	(57.3)

注：カッコ内は，百分比による対前年度増加率を示す。
資料出所：各年度の決算書による。

これらのことを予備知識として，以下では特徴的と思われる二三の事実を指摘する。まず，第7表に明らかなように，この時期の歳出の増加には年によってかなり激しい波があり，しかも，その波の形が三種類の歳出によって異なって現れている。1936年度と37年度，ことに前者において，歳出総額の対前年度増加率が歳出予算総額のそれを上廻っていることは，前記の説明に照らして言うならば，予算超過や予算外の支出の増加に負うものと見ることができるはずである。他方，1935年度と37年度の場合，歳出総額の伸びを下廻る割合でしか年度内歳出が増加していないことは，年度内歳出未済額が大きかったことを意味するはずである。1938年度になると，三種類の歳出のうち，歳出予算総額の対前年度増加率が最も高く，年度内歳出額のそれがこれに続き，歳出総額の増加が最も低い増加率にとどまっていることは，それ以前の年度とは異なった要因の作用を想定させるものがある。

第8表　予算超過および予算外支出とその内訳　　(単位：100万RM)

年度	予算超過支出	予算外支出	合計	備考
1934	969.1	689.9	1,658.9 (19.6%)	国防省452.9 (内：陸軍354.9，海軍98.0)，航空省430.9，一般財政344.6 (内：SA および労働奉仕123.7)
1935	1,267.5	532.8	1,833.9 (16.8%)	労働省625.2 (内：雇用創出計画578.5)，国防省430.9(内：陸軍351.6，海軍75.9)，航空省296.1
1936	431.7	3,380.0	3,813.1 (26.8%)	国防省1,6428 (内：本省および総司令部105.9，陸軍1,361.0，海軍175.9)，航空省1,358.1
1937	222.1	5,115.5	5,339.5 (28.3%)	国防省2,614.6 (内：本省および総司令部253.8，陸軍2,003.7，海軍357.1)，航空省1,557.7
1938	968.7	3,395.6	4,364.3 (14.8%)	一般財政1,824.1(内：オーストリアおよびズデーテン地方に関するもの1,135.8)，経済省477.4，国防省407.4 (内：本省195.2，陸軍212.2)，航空省172.6

注：1.「合計」欄のカッコ内の百分比は，合計額の歳出総額中に占める比重を示す。
2. ザールランドに関する予算超過支出と予算外支出は，決算書で分離して示されていないため，合計額のうちにのみ含めてある (1935年度：33.6，36年度：1.3，37年度：1.9)。
3. 備考欄に示してあるのは，款別の金額で上位より主要なものを摘記したものである。
資料出所：第7表に同じ。

そこで，まず予算超過支出と予算外支出の推移とその内容を見てみよう (第8表参照)。両者の合計額が歳出総額中に占める比重は，1925～6年度には5％前後であり，またその主体は予算超過支出にあった。[48] 表に示された数値は，歳出総額中の比重が大きいことと，予算外支出が主となっているという点で注目すべきものがある。しかも，その内訳を見ると，1935年度と38年度を別として，軍事費が過半を占めていること (1936年度と37年度には，合計額の78％が国防省と航空省の予算によって占められている)が明らかである。これらの支出が大蔵大臣の事前の許可を要することは前記のとおりだ

注(48) Raab, Friedrich: *Die Entwicklung der Reichsfinanzen seit 1924*, Berlin 1929, S. 76～8.

が，ヴァイマル共和制のもとでは，その許可をライヒ議会による承認を条件に与えることが慣行となりつつあったのに対して，第三帝国にあっては，こうした制約もなしにその許可は自明のことと見なされ，大幅に利用されることとなったのである。[49]

次に，歳出未済額の推移と内訳を見てみよう（第9表）。1926年度と27年度には歳出総額に対する未済額の比重は5～6％であったのにくらべれば，格段の増加とは言えないが，それでも，1937年度にはこの比率は8.6％に達した。しかも，1938年度を別として，その過半は軍事費によって占められている。[50] 1932年度における歳出未済額の歳出総額中に占める比重は3.6％だったが，その後1934年度までの時期と，1935年度から37年度に到る時期とについて，決算書では異なった説明が加えられていることに注意しておきたい。決算書によれば，1934年度までの場合，歳出未済額は，「国庫状況の窮迫により緊急を要さない支出を可能なかぎり次年度以後に繰越したために」生じたたものに他ならないが，1935年度以後のそれは，「軍事費の場合，その発註分について多様な領域にわたる支払金額の計算と清算を年度内に完了することができなかった」ために発生したとされている。歳出未済額が，1934～5年度を境に，また軍事費との関係においてその性格を変えたことは確かである。

第9表　歳出未済額の規模（単位：100万RM）

年度	歳出未済額	内：軍事費
1934	252.9 (3.0%)	132.5
1935	783.4 (7.2%)	481.4
1936	997.7 (7.0%)	550.5
1937	1,652.8 (8.6%)	803.2
1938	674.3 (2.3%)	30.7

注：カッコ内は歳出総額に対する百分比である。
資料出所：第7表に同じ。

1938年度には，予算超過および予算外支出も歳出未済額もともにその歳出総額における比重を低下させ，また性格を変えた。軍事費の比重は低下し，予算超過・予算外支出にあっては，これに代ってオーストリアとズデーテン地方侵略に伴う支出が新たに登場して大きな比重を示すようになっている。

しかし，1938年度について一層注目に価するのは，三種類の歳出がいずれも従来になく高い対前年度増加率を示していることであり，また，約100億RMの歳出規模の増大のうち90億RMは軍事費の増加に負うものとなっていることである。メフォ手形による資金調達が1937年度で打切られたのをうけて，1938年度の軍事費の予算総額は173億320万RM（新規予算165億RMと前年度歳出未済額8億320万RM）と設定された。前年度にくらべて121億RMという多額の予算の増額と予算超過支出などにおける軍事費の減少とが，おそらく因果の関係で対応しているように見える。1936年度にも軍事費が急激に増加していることを含めて，これらの経過については，後にあらためて論ずるであろう。ここでは，軍事費が予算超過支出や予算外支出をあたかも槓杆のようにして増加を遂げていったこと，そして，他面では，歳出未済額の次年度への繰越，および，予算超過支出にお

注(49) Heinig, K. : *op. cit.*, Bd. I, S. 467～8.
(50) Raab, Fr. : *op. cit.*, S. 64.

ける次年度予算の先取りという方法によってもまた，軍事費の支出水準の上昇が実現されていったことを指摘するにとどめる。

第10表　機関別歳出の推移　　(単位：100万RM)

予算科目＼会計年度		1934	1935	1936	1937	1938
I+III	大統領，首相兼指導者	4.0	7.5	16.4	36.4	111.1
	道路総監	30.3	184.8	338.5	223.4	512.1
II	議会費	7.2	7.1	7.8	7.7	8.9
IV	外務省	42.8	46.8	47.0	49.4	58.0
V	内務省	58.5	385.8	540.4	1,040.0	1,609.5
Va	国民啓発・宣伝省	26.1	40.8	55.0	53.3	70.7
VI	経済省	260.4	254.3	334.5	429.5	1,019.8
VII	労働省	1,509.0	1,911.0	1,252.5	872.2	1,423.0
IX	法務省	13.5	465.6	480.1	501.1	545.7
X	食糧・農業省	221.5	261.4	315.9	579.8	1,019.3
XI	運輸省	228.4	294.2	384.6	431,9	499.0
XII	給与・手当	1,257.7	1,377.6	1,363.2	1,440.0	1,515.0
XIII	会計検査院	2.6	3.1	4.2	6.2	6.5
XIV	債務費	581.6	640.0	1,143.0	1,701.0	2,407.9
XV	大蔵省	450.0	472.7	497.8	592.0	695.5
XVII	一般財政	1,050.1	480.1	511.8	824.0	2,461.3
XIX	科学・教育・教養省	0.1	27.8	44.6	24.3	31.7
XX	戦後処理費	493.5	439.3	—	—	—
	ザールランド	41.9	56.5	71.8	101.1	122.1
XXI	林野庁	—	0.5	2.7	5.0	20.0
XXII	教会問題省，地域開発省	—	—	2.3	3.1	3.4
XXIII	四ケ年計画委員	—	—	—	69.9	16.1
XXIV	ハンブルク地方長官府	—	—	—	—	16.5
	合計	6,279.2	7,356.9	7,414.1	8,991.3	14,173.1
軍事費（国防省，陸・海・空軍）		1,952.9	2,771.4	5,821.1	8,272.5	17,247.2 -2,700.0
	総計	8,232.1	10,128.3	13,235.2	17,263.8	28,720.3

注：1938年度の軍事費には，1938年度後半期に発行された6ヶ月満期の交付国庫証券による27億 RM が含まれているが，その償還は1939年度におこなわれた。従って，年度内歳出額の総額からはこの分が控除されている。
資料出所：„Entwicklung der Ausgaben in den Rechnungsjahren 1934-1939, den 17. Juli 1939", in: BA: R2/21781.

最後に，歳出予算における軍事費以外の歳出の推移を見ておかねばならない。第10表は，主として機関別に見た年度内歳出額の発展を示したものである。機関別分類による歳出の推移は，各省庁の活動規模の消長やその権力の盛衰を物語るかに見えるが，この統計の場合，問題はそれほど単純ではない。特定の使途の予算が年度によって別の機関に入れられている場合があるし，「一般財政」という款には，アウトバーン事業への貸付金も計上されているかと見れば，後に取上げる党への一

括補助金も計上されているといった具合に，容易にはその内容を察しえない場合もある。我々が第VIII款：国防省と第XVI款：航空省の予算をもって軍事費としていることも，その意味では問題なのであって，ここで言う軍事費は最も狭義のものに過ぎないことを認めておかねばならない。従って，この表について語りうることは，極めて概括的な傾向にすぎない。

軍事費を除外した場合，機関別の相対比において少なからぬものがあって，同時に，この5年間に急速な増大を遂げた機関の第一のものは，ライヒ内務省である（1938年度に全歳出の5.6％を占め，この5年間に27.5倍となった）。1935～6年度におけるその急激な増加は，突撃隊および親衛隊に対する補助金に起因する（1937年度以後，この支出は「一般財政」に移管された）。1937年度以後の歳出増加は，警察行政の地方からライヒへの移管によるものであった。その間一貫して内務省経費の増加要因となっているのは，ライヒ労働奉仕制度の支出であった。このように，内務省経費の場合には，この機関が第三帝国において行使した権力の重要性を比較的明確に示すものとなっている。

単一の款で，軍事費を別として最大のシェアを持っているのは債務費（1938年度8.4％）だが，この費目が一貫して膨脹の傾向を示し，軍事費以外の全歳出の5年間の増加率（2.26倍）を上廻る4.14倍の増加を示した理由については，あらためて説明するまでもない。他方，給与・手当は，その絶対額においては漸増傾向にあったものの，全歳出中に占める比重においては，1934年度の15.3％から1938年度の5.3％へと著しい減退を示した。ブリューニング政権のデフレ政策のもとで切下げられた給与水準がそのまま維持されたことの反映である。

年度間の変転の顕著な他の款について簡単に触れておくならば，まず司法省の経費が1935年度に急増するのは，法務行政がこの時期に地方よりライヒへ移管されたためであった。労働省の経費が35年度を境に逆に激減するのは，雇用創出事業の縮小による。経済省の予算が1938年度に著しい増加を示すのは，四ケ年計画遂行に関する諸経費の増加によるものであって，第XXIII款の「四ケ年計画委員」の経費は，同年度より実質的に「経済省」に移管された。四ケ年計画による財政支出の増大は，食糧・農業省の1938年度における支出増加としても現れている。1934年度に新設された科学・教育・教養省の支出がその翌年度にかなり増加したのは，ヒットラー青少年団への補助金が計上されたためであったが，これは，1937年度より「一般財政」に移管された。最後に，この「一般財政」という名称の款の性格を説明することは容易ではないが，主な項目を拾ってみるならば，地方団体に対する特別交付金や前述の党への一括補助金のみでなく，各種の貸付，有価証券の取得といった金融的取引や，第8表の1938年度の備考欄に示したように，オーストリア等への侵略にともなう特別支出や補償などもこの款に計上されているのを見ることができる。このように，「一般財政」の支出構成とその変動は多様な要因によって規定されているので，これ以上立入って論ずることはできない。（なお，念のために言うならば，当時の予算制度のもとでは，租税・関税収入はこの款の歳入として記帳されていた）。〔未完〕

（経済学部教授）